

【医療費控除 よくある質問と注意点】

Q1.入院して 40 万円を支払いましたが、生命保険会社から 15 万円の給付がありました。医療費控除はどのように申告すればよいですか。

A.支払った 40 万円から補てん金 15 万円を差し引いた 25 万円を医療費と考えて申告します。

Q2.去年は病気のため休職しており、収入はありませんでした。手術で 20 万円支払ったので、医療費控除申告をすればお金は返ってきますか。

A.医療費控除は所得税と住民税の負担を軽減する制度なので、収入なしでもともと所得税を払っていない場合、還付金はありません。

Q3.12 月に支払った医療費の給付金が翌年 3 月に振り込まれる予定です。

A.補てん金がある場合は、申告の時点で未収のものであっても見込額を差引きます。

Q4.年金所得者です。年金から所得税は引かれていないので、医療費控除をしても税額に変化はないですか。

A.既に支払った所得税がない場合、還付金はありません。しかし、住民税の所得割が課税される人は医療費控除を加えて申告することで税額を下げることができます。

医療費控除は支払った医療費が戻ってくる制度ではありません。そのため、もともと住民税が発生しない人は、医療費控除の申告は必要ありません。